

事業再生のために経営を見直したい

福岡県中小企業活性化協議会

ご相談の遅れで、改善策が見つからず、法的手続きに向かうなど、残念なケースが増えています。
※早期のご相談※が事業の改善・継続の大きな要素となっています。

中小企業活性化協議会とは

中小企業活性化協議会とは、地域の中小企業に元気と活力を取り戻してもらうため、中小企業の経営改善・事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」（経済産業省委託事業）です。「産業競争力強化法」に基づき、47都道府県に設置されており、福岡県では、福岡商工会議所が受託・運営しています。

協議会（専門家による金融・財務・事業改善）の相談・計画策定支援

福岡県中小企業活性化協議会には、経験豊富な事業再生支援の専門家（金融機関経験者、弁護士、会計士、診断士等）が常駐し、事業者のフェーズ（収益力改善フェーズ・事業再生フェーズ・再チャレンジフェーズ）に応じたきめ細やかな支援を措置するとともに、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援します。



中小企業活性化協議会の支援の基本3原則

1. 中立的立場の第三者機関

活性化協議会は債務者企業の代理人ではなく、また金融機関側にも立たない「公平・公正・中立」の立場で、中小企業の経営改善・再生を支援いたします。

2. 守秘義務を厳守

ご相談者の企業名や相談内容などは、外部に漏れることは一切ありませんので、安心して何でもご相談いただけます。

3. 事業の見直しを支援

問題を抱えている中小企業に対して、事業・財務の両面について課題解決に向けたアドバイスをを行い、事業の改善を支援いたします。

ご相談の対象となる企業、事業者

福岡県内に何らかの事業拠点を有する中小企業・個人事業者であればどなたでもご相談いただけます。（但し、法令・公序良俗に反する場合を除く）

活用方法

事業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、中小企業活性化協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部をご負担いただく場合があります。詳しくは下記の機関までご相談ください。

お問い合わせ先

福岡県中小企業活性化協議会

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号（福岡商工会議所9階）

TEL：092-441-1221 <https://fukuoka-kyogikai.go.jp>

